

防衛庁訓令第40号

防衛庁職員給与法施行令（昭和27年政令第368号）第4条第3項の規定に基づき、自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（一）欄又は（二）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の占める官職を定める訓令を次のように定める。

昭和60年12月21日

防衛庁長官 加藤 紘一

自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（一）欄又は（二）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の占める官職を定める訓令

改正 昭和61年4月5日庁訓第18号
昭和62年3月25日庁訓第7号
昭和62年5月21日庁訓第23号
昭和62年7月1日庁訓第33号
昭和62年11月27日庁訓第42号
昭和63年4月8日庁訓第12号
昭和63年4月8日庁訓第22号
昭和63年12月13日庁訓第40号
平成元年3月16日庁訓第22号
平成元年5月29日庁訓第44号
平成2年6月8日庁訓第20号
平成2年10月1日庁訓第38号
平成3年4月12日庁訓第26号
平成4年2月15日庁訓第4号
平成4年4月10日庁訓第32号
平成4年6月26日庁訓第47号
平成5年4月1日庁訓第36号
平成5年5月28日庁訓第42号
平成6年3月25日庁訓第14号
平成6年6月24日庁訓第32号
平成6年9月30日庁訓第51号
平成7年3月28日庁訓第14号
平成7年3月30日庁訓第23号
平成7年6月27日庁訓第38号
平成8年5月11日庁訓第35号
平成8年9月25日庁訓第48号
平成9年1月17日庁訓第1号
平成9年4月1日庁訓第14号
平成10年3月25日庁訓第12号
平成10年4月9日庁訓第31号
平成10年7月30日庁訓第39号
平成10年12月2日庁訓第46号
平成11年3月19日庁訓第8号
平成11年3月30日庁訓第23号
平成12年3月6日庁訓第13号
平成12年3月27日庁訓第33号
平成12年3月27日庁訓第34号
平成12年5月8日庁訓第72号
平成12年10月6日庁訓第88号
平成12年12月8日庁訓第93号
平成13年1月6日庁訓第2号
平成13年3月27日庁訓第27号
平成13年3月30日庁訓第44号
平成14年3月22日庁訓第12号

平成14年 4月 1日 庁訓第45号
平成15年 3月27日 庁訓第22号
平成15年 3月31日 庁訓第49号
平成16年 3月29日 庁訓第16号
平成16年 3月29日 庁訓第17号
平成17年 2月25日 庁訓第 3号
平成17年 3月28日 庁訓第29号
平成17年 3月31日 庁訓第47号
平成18年 3月27日 庁訓第30号
平成18年 3月30日 庁訓第53号
平成18年 7月28日 庁訓第83号
平成19年 1月 5日 庁訓第 1号
平成19年 3月27日 省訓第10号
平成19年 3月30日 省訓第28号
平成19年 8月30日 省訓第145号
平成20年 3月25日 省訓第12号
平成20年 3月31日 省訓第27号
平成21年 3月25日 省訓第15号
平成21年 3月27日 省訓第22号
平成21年 7月29日 省訓第48号
平成22年 3月25日 省訓第 8号
平成22年 4月 1日 省訓第15号
平成23年 4月 1日 省訓第16号
平成23年 6月29日 省訓第26号
平成23年 8月30日 省訓第32号
平成24年 4月 6日 省訓第15号
平成24年 7月27日 省訓第28号
平成24年 9月28日 省訓第34号
平成25年 5月16日 省訓第37号
平成25年 7月31日 省訓第44号
平成26年 3月24日 省訓第10号
平成26年 3月31日 省訓第22号
平成26年 7月31日 省訓第61号
平成27年 4月10日 省訓第20号
平成27年10月 1日 省訓第39号
平成27年11月27日 省訓第51号
平成28年 1月29日 省訓第 4号
平成28年 3月18日 省訓第 8号
平成28年 3月31日 省訓第34号
平成28年 6月27日 省訓第47号
平成29年 3月24日 省訓第 9号
平成29年 3月31日 省訓第28号
平成29年 6月23日 省訓第39号
平成30年 2月28日 省訓第 5号
平成30年 3月26日 省訓第15号
平成30年 3月30日 省訓第26号
平成31年 3月15日 省訓第 4号
平成31年 3月20日 省訓第 5号
平成31年 3月29日 省訓第18号
令和 2年 3月 3日 省訓第 5号
令和 2年 3月25日 省訓第14号
令和 2年 3月30日 省訓第19号
令和 2年 9月30日 省訓第57号
令和 3年 3月16日 省訓第 9号
令和 3年 3月31日 省訓第18号

令和4年3月15日省訓第10号
令和4年12月13日省訓第78号
令和5年3月15日省訓第10号
令和5年3月31日省訓第38号

第1条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（以下「令」という。）第4条第3項第1号に規定する防衛大臣の定める官職（以下「1佐（一）職」という。）は、別表第1の組織の区分に従い、それぞれ同表の官職の欄に掲げる官職（陸将補、海将補又は空将補をもつて充てる官職を除く。）とする。

第2条 令第4条第3項第2号に規定する防衛大臣の定める官職（以下「1佐（二）職」という。）は、別表第2の組織の区分に従い、それぞれ同表の官職の欄に掲げる官職（陸将補、海将補又は空将補をもつて充てる官職を除く。）とする。

第3条 防衛大臣は、特別の事情があると認める場合には、期間を限つて、第1条に定める官職以外の官職を1佐（一）職に、又は、第2条に定める官職以外の官職を1佐（二）職に指定するものとする。

附 則

1 この訓令は、昭和60年12月21日から施行し、同年7月1日から適用する。

2 訓令の適用に当たり、別表第2の規定に基づいて統合幕僚会議事務局の班長及び自衛艦隊司令部等の幕僚の官職についてなされた長官の指定は、昭和60年12月20日以前においては、統合幕僚会議事務局の内部組織に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第48号）及び自衛艦隊司令部等の編制に関する訓令（昭和36年海上自衛隊訓令第49号）に従い定められていた同一名称の官職についてなされたものとみなす。

附 則（昭和61年4月5日庁訓第18号）

この訓令は、昭和61年4月5日から施行し、この訓令による改正後の自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（一）欄又は（二）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の占める官職を定める訓令別表第1イ陸上幕僚監部の項中人事計画課長に係る部分、同ロ海上幕僚監部の項中人事課長に係る部分及び同ハ航空幕僚監部の項中人事課長に係る部分は、同年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年3月25日庁訓第7号）

この訓令は、昭和62年3月26日から施行する。

附 則（昭和62年5月21日庁訓第23号）

この訓令は、昭和62年5月21日から施行し、この訓令による改正後の自衛官俸給の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（一）欄又は（二）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の占める官職を定める訓令別表第1ロ陸上幕僚監部の項中調査第1課長、運用課長、装備計画課長及び教育課長に係る部分、同表ハ海上幕僚監部の項中調査第1課長に係る部分、同表ニ航空幕僚監部の項中装備課長に係る部分並びに同表ホ統合幕僚会議事務局の項中企画調整官及び防衛計画調整官に係る部分は、同年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年7月1日庁訓第33号）

この訓令は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則（昭和62年11月27日庁訓第42号）

この訓令は、昭和62年12月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月8日庁訓第12号）

この訓令は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則（昭和63年4月8日庁訓第22号）

この訓令は、昭和63年4月8日から施行し、この訓令による改正後の自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（一）欄又は（二）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の占める官職を定める訓令別表第1ロ陸上幕僚監部の項中会計課長、補任課長及び訓練課長に係る部分、同表ハ海上幕僚監部の項中経理課長及び管理課長に係る部分、同表ニ航空幕僚監部の項中会計課長及び運用課長に係る部分、同表ホ統合幕僚会議の項中情報調整官及び後方補給計画調整官に係る部分並びに別表第2チ自衛艦隊の項中支援整備隊司令に係る部分は、同年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年12月13日庁訓第40号）

この訓令は、昭和63年12月15日から施行する。

附 則（平成元年3月16日庁訓第22号）

この訓令は、平成元年3月16日から施行する。

附 則（平成元年5月29日庁訓第44号）

この訓令は、平成元年5月29日から施行し、改正後の自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（一）欄又は（二）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の占める官職を定める訓令別表第1ニ中開発課長に係る部分、同表ホ中教育課長及び運用課長に係る部分、同表ヘ中技術第1課長に係る部分、同表ト中教育訓練調整官に係る部分、同表チ中第1師団司令部幕僚長、第2師団司令部幕僚長、第7師団司令部幕僚長及び第8師団司令部幕僚長に係る部分、同表リ中第1潜水隊群司令に係る部分、同表ヌ中航空総隊司令部装備部長に係る部分、別表第2リ航空総隊の項中防空管制群司令に係る部分並びに同表リ航空教育集団の項中基地業務群司令に係る部分は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成2年6月8日庁訓第20号）

この訓令は、平成2年6月8日から施行し、改正後の自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（一）欄又は（二）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の占める官職を定める訓令別表第1ホ中装備体系課長及び技術第1課長に係る部分、同表ヘ中教育課長及び調達課長に係る部分、同表ト中総務運営調整官に係る部分、同表チ方面隊の項中第3師団司令部幕僚長、第4師団司令部幕僚長、第6師団司令部幕僚長及び第11師団司令部幕僚長に係る部分、同表リ教育航空集団の項中教育航空集団司令部幕僚長に係る部分、同表ヌ機関の項中補給本部計画部長に係る部分並びに別表第2リ航空総隊の項中第1基地防空群司令及び教導高射隊司令に係る部分は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成2年10月1日庁訓第38号）

この訓令は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成3年4月12日庁訓第26号）

この訓令は、平成3年4月12日から施行し、改正後の自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（一）欄又は（二）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の占める官職を定める訓令は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成4年2月15日庁訓第4号）

この訓令は、平成4年2月15日から施行する。

附 則（平成4年4月10日庁訓第32号）

この訓令は、平成4年4月10日から施行し、改正後の自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（一）欄又は（二）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の占める官職を定める訓令（別表第1ト中情報計画調整官に係る部分、同表ヌ航空支援集団の項中臨時特別航空輸送隊司令に係る部分、別表第2ヘ統合幕僚会議事務局の項中情報運用調整官に係る部分及び同表リ航空支援集団の項中臨時特別航空輸送隊副司令に係る部分を除く。）の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成4年6月26日庁訓第47号）

この訓令は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成5年4月1日庁訓第36号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年5月28日庁訓第42号）

この訓令は、平成5年6月1日から施行する。

附 則（平成6年3月25日庁訓第14号）

この訓令は、平成6年3月28日から施行する。

附 則（平成6年6月24日庁訓第32号）

この訓令は、平成6年6月24日から施行し、改正後の自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（一）欄又は（二）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の占める官職を定める訓令（別表第1ト中後方補給運用調整官及び防衛企画調整官に係る部分、別表第2ニ中防衛調整官に係る部分、同表ト機関の項中主任教官に係る部分、同表リ機関の項中主任研究開発官に係る部分を除く。）の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成6年9月30日庁訓第51号）

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年3月28日庁訓第14号）

この訓令中別表第2トの改正規定は平成7年3月28日から、同表チの改正規定は同年3月30日から施行する。

- 附 則（平成7年3月30日庁訓第23号）
この訓令は、平成7年4月1日から施行する。
- 附 則（平成7年6月27日庁訓第38号）
この訓令は、平成7年6月30日から施行する。
- 附 則（平成8年5月11日庁訓第35号）
この訓令は、平成8年5月11日から施行し、改正後の自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（一）欄又は（二）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の占める官職を定める訓令（別表第2ロ及び同表ホを除く。）の規定は、同年4月1日から適用する。
- 附 則（平成8年9月25日庁訓第48号）
この訓令は、平成8年10月1日から施行する。
- 附 則（平成9年1月17日庁訓第1号）
この訓令は、平成9年1月20日から施行する。
- 附 則（平成9年4月1日庁訓第14号）
この訓令は、平成9年4月1日から施行する。
- 附 則（平成10年3月25日庁訓第12号）（抄）
1 この訓令は、平成10年3月26日から施行する。
- 附 則（平成10年4月9日庁訓第31号）
この訓令は、平成10年4月9日から施行し、改正後の自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（一）欄又は（二）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の占める官職を定める訓令の規定は、平成10年4月1日から適用する。
- 附 則（平成10年7月30日庁訓第39号）
この訓令は、平成10年7月31日から施行する。
- 附 則（平成10年12月2日庁訓第46号）
この訓令は、平成10年12月8日から施行する。
- 附 則（平成11年3月19日庁訓第8号）
この訓令は、平成11年3月29日から施行する。
- 附 則（平成11年3月30日庁訓第23号）
この訓令は、平成11年4月1日から施行する。
- 附 則（平成12年3月6日庁訓第14号）
この訓令は、平成12年3月9日から施行する。ただし、別表第1の改正規定及び別表第2の改正規定のうち掃海隊群に係る部分は、同月13日から施行する。
- 附 則（平成12年3月27日庁訓第33号）
この訓令は、平成12年3月28日から施行する。
- 附 則（平成12年3月27日庁訓第34号）
この訓令は、平成12年4月1日から施行する。
- 附 則（平成12年5月8日庁訓第72号）
この訓令は、平成12年5月8日から施行する。
- 附 則（平成12年10月6日庁訓第88号）
この訓令は、平成12年10月6日から施行する。
- 附 則（平成12年12月8日庁訓第93号）
この訓令は、平成12年12月8日から施行する。
- 附 則（平成13年1月6日庁訓第2号）（抄）
1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。
- 附 則（平成13年3月27日庁訓第27号）
この訓令は、平成13年3月27日から施行する。
- 附 則（平成13年3月30日庁訓第44号）
この訓令は、平成13年4月1日から施行する。
- 附 則（平成14年3月22日庁訓第12号）
この訓令は、平成14年3月22日から施行する。ただし、別表第1チ及び別表第2チの改正規定は同月27日から施行する。
- 附 則（平成14年4月1日庁訓第45号）
この訓令は、平成14年4月1日から施行する。
- 附 則（平成15年3月27日庁訓第22号）
この訓令は、平成15年3月27日から施行する。

- 附 則（平成15年3月31日庁訓第49号）
この訓令は、平成15年4月1日から施行する。
- 附 則（平成16年3月29日庁訓第16号）
この訓令は、平成16年3月29日から施行する。ただし、別表第2カの改正規定は4月1日から施行する。
- 附 則（平成16年3月29日庁訓第17号）
この訓令は、平成16年4月1日から施行する。
- 附 則（平成17年2月25日庁訓第3号）
この訓令は、平成17年3月1日から施行する。
- 附 則（平成17年3月28日庁訓第29号）
この訓令は、平成17年3月28日から施行する。
- 附 則（平成17年3月31日庁訓第47号）
この訓令は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則（平成18年3月27日庁訓第30号）
この訓令は、平成18年3月27日から施行する。
- 附 則（平成18年3月30日庁訓第53号）
この訓令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表第1リ及び別表第2リの改正規定は、同月3日から施行する。
- 附 則（平成18年7月28日庁訓第83号）
この訓令は、平成18年7月31日から施行する。
- 附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）
1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。
- 附 則（平成19年3月27日省訓第10号）
この訓令は、平成19年3月28日から施行する。
- 附 則（平成19年3月30日省訓第28号）（抄）
（施行期日）
1 この訓令は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 附 則（平成19年8月30日省訓第145号）（抄）
（施行期日）
1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。
- 附 則（平成20年3月25日省訓第12号）（抄）
（施行期日）
1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。
- 附 則（平成20年3月31日省訓第27号）（抄）
（施行期日）
1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則（平成21年3月25日省訓第15号）
この訓令は、平成21年3月26日から施行する。
- 附 則（平成21年3月27日省訓第22号）
この訓令は、平成21年4月1日から施行する。
- 附 則（平成21年7月29日省訓第48号）
この訓令は、平成21年8月1日から施行する。
- 附 則（平成22年3月25日省訓第8号）（抄）
1 この訓令は、平成22年3月26日から施行する。
- 附 則（平成22年4月1日省訓第15号）
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則（平成23年4月1日省訓第16号）
この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則（平成23年6月29日省訓第26号）
この訓令は、平成23年7月1日から施行する。
- 附 則（平成23年8月30日省訓第32号）
この訓令は、平成23年9月1日から施行する。
- 附 則（平成24年4月6日省訓第15号）（抄）
2 この訓令による改正後の防衛省職員給与施行細則第27条の5の規定、俸給の特別調整額に関する訓令別表ヌの表自衛艦隊の項、同表地方隊の項、別表ルの表航空

支援集団の項（援護業務室長に係る部分を除く。）、同表航空開発実験集団の項及び同表機関の項の規定、事務官等の級別定数の管理運用に関する訓令別表第1から別表第5まで及び別表第7から別表第36までの規定、防衛省職員定員規則第1項の規定並びに自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（一）欄又は（二）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の占める官職を定める訓令別表第1及び別表第2の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成24年7月27日省訓第28号）

この訓令は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日省訓第34号）

この訓令は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年5月16日省訓第37号）（抄）

1 この訓令は、平成25年5月16日から施行する。ただし、第2条中技術研究本部の内部組織に関する訓令第22条第6項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

2 この訓令による改正後の防衛省職員給与施行細則第18条、第19条及び第27条の6の規定、俸給の特別調整額に関する訓令別表ホの表統合幕僚学校の項、別表リの表その他の防衛大臣直轄部隊の項及び機関の項、別表ヌの表練習艦隊の項並びに別表ルの表航空総隊の項及び機関の項の規定、事務官等の級別定数の管理運用に関する訓令第2条、第3条第1号、第4条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項、第5条第1項、第6条並びに別表第1から別表第57までの規定、防衛省職員定員規則第1項の規定並びに自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（一）欄又は（二）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の占める官職を定める訓令別表第1チの表及びヌの表並びに別表第2ヌの表の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成25年7月31日省訓第44号）

この訓令は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日省訓第10号）

この訓令は、平成26年3月26日から施行する。

附 則（平成26年3月31日省訓第22号）

1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月31日省訓第61号）

この訓令は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成27年4月10日省訓第20号）

1 この訓令は、平成27年4月10日から施行する。

2 この訓令による改正後の防衛省職員給与施行細則目次、第1条、第1条の3、第19条、第27条の9、附則第2項、別表第1、別表第1の2及び別表第6の規定、俸給の特別調整額に関する訓令別表ロの表防衛大学校の項（「統率・戦史教育室長」を「統率・戦史教育室長」に改める部分に限る。）、別表リの表その他の防衛大臣直轄部隊の項並びに別表ルの表航空総隊の項及び同表航空支援集団の項の規定、事務官等の級別定数の管理運用に関する訓令別表第1から別表第5まで及び別表第7から別表第65までの規定、防衛省職員定員規則第1項の規定、自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（一）欄又は（二）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の占める官職を定める訓令別表第1チの表及びヌの表並びに別表第2ヌの表の規定、指定職俸給表の適用を受ける事務官等の号俸に関する訓令別表の規定並びに特殊作戦隊員の範囲等に関する訓令第1条の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成27年11月27日省訓第51号）

この訓令は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（平成28年1月29日省訓第4号）

この訓令は、平成28年1月31日から施行する。

附 則（平成28年3月18日省訓第8号）

この訓令は、平成28年3月22日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日省訓第34号）（抄）
（施行期日）

1 この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 6 月27日省訓第47号）

この訓令は、平成28年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の規定は、同年 6 月28日から施行する。

附 則（平成29年 3 月24日省訓第 9 号）

この訓令は、平成29年 3 月27日から施行する。

附 則（平成29年 3 月31日省訓第28号）

この訓令は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 6 月23日省訓第39号）

この訓令は、平成29年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 2 月28日省訓第 5 号）（抄）

この訓令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 2 条の規定 平成30年 3 月12日

(3) 第 3 条、第 5 条から第 7 条まで及び第 1 0 条の規定 平成30年 3 月23日

附 則（平成30年 3 月26日省訓第15号）抄

（施行期日）

1 この訓令は、平成30年 3 月27日から施行する。

附 則（平成30年 3 月30日省訓第26号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月15日省訓第 4 号）

この訓令は、平成31年 3 月18日から施行する。

附 則（平成31年 3 月20日省訓第 5 号）

この訓令は、平成31年 3 月18日から施行する。ただし、第 1 3 条の規定は、同月 2 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日省訓第18号）

この訓令は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 3 日省訓第 5 号）

この訓令は、令和 2 年 3 月 5 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月25日省訓第14号）

この訓令は、令和 2 年 3 月26日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月30日省訓第19号）

この訓令は、令和 2 年 3 月30日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月30日省訓第57号）

この訓令は、令和 2 年10月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月16日省訓第 9 号）

この訓令は、令和 3 年 3 月18日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月31日省訓第18号）

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月15日省訓第10号）

この訓令は、令和 4 年 3 月17日から施行し、改正後の自衛官俸給表の 1 等陸佐、1 等海佐及び 1 等空佐の（一）欄又は（二）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の占める官職を定める訓令別表第 2 又自衛艦隊の項中第 4 潜水隊司令に係る規定は、同年 3 月 9 日から適用する。

附 則（令和 4 年12月13日省訓第78号）

この訓令は、令和 4 年12月15日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月15日省訓第10号）

この訓令は、令和 5 年 3 月16日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月31日省訓第38号）

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第1条関係）

イ 防衛大学校

組	織	官	職
防衛大学校		学群長 統率・戦史教育室長 国防論教育室長	

ロ 防衛医科大学校

組	織	官	職
防衛医科大学校		学生部長	

ハ 防衛研究所

組	織	官	職
防衛研究所		教育部長 政策研究部軍事戦略研究室長	

ニ 統合幕僚監部

組	織	官	職
統合幕僚監部		総務課長 人事教育課長 運用第1課長 運用第2課長 運用第3課長 防衛課長 計画課長 指揮通信システム企画課長 指揮通信システム運用課長 首席法務官 後方補給官	
統合幕僚学校		教育課長	

ホ 陸上幕僚監部

組	織	官	職
陸上幕僚監部		総務課長 会計課長 人事教育計画課長 補任課長 募集・援護課長 厚生課長 運用支援課長 訓練課長 防衛課長 防衛協力課長 施設課長 装備計画課長 武器・化学課長 通信電子課長 航空機課長 指揮通信システム課長 情報課長 警務管理官	

ヘ 海上幕僚監部

組	織	官	職

海上幕僚監部	総務課長 経理課長 人事計画課長 補任課長 厚生課長 援護業務課長 教育課長 防衛課長 装備体系課長 運用支援課長 施設課長 指揮通信課長 情報課長 装備需品課長 艦船・武器課長 航空機課長 首席法務官 首席会計監査官
--------	--

ト 航空幕僚監部

組	織	官	職
航空幕僚監部		総務課長 会計課長 人事教育計画課長 補任課長 厚生課長 募集・援護課長 防衛課長 事業計画第1課長 事業計画第2課長 施設課長 運用支援課長 情報課長 装備課長 整備・補給課長 首席法務官 科学技術官	

チ 陸上自衛隊の部隊及び機関

	組	織	官	職
陸上総隊	陸上総隊司令部		総務部長 後方運用部長	
	中央情報隊		副隊長	
方面隊	方面総監部		総務部長 人事部長 情報部長 防衛部長 装備部長	
	師団司令部		幕僚長	
	旅団司令部		副旅団長	
	方面混成団		団長	
	方面特科隊		隊長	
	北部方面航空隊		隊長	
	東部方面航空隊		隊長	

	西部方面航空隊	隊長
	方面後方支援隊	隊長
	駐屯地業務隊	朝霞駐屯地業務隊長
その他の 防衛大臣 直轄部隊	団	装備実験隊長
	警務隊	副隊長
	会計監査隊	隊長
	中央輸送隊	隊長
	訓練評価支援隊	隊長
機	富士学校	総務部長
	幹部候補生学校	副校長
	高射学校	副校長
	航空学校	副校長
	施設学校	副校長
	通信学校	副校長
	衛生学校	副校長
	教育訓練研究本部	総合企画課長
関	補給統制本部	装備計画部長 火器車両部長 需品部長
	関東補給処	松戸支処長 古河支処長 用賀支処長
	その他の補給処	副処長

リ 海上自衛隊の部隊及び機関

組 織		官 職	
自 衛 艦 隊	自衛艦隊司令部		作戦主任幕僚 後方主任幕僚
	護衛艦隊	司令部	訓練主任幕僚
		海上訓練指導隊群	司令
		第1海上補給隊	司令
	航空集団	司令部	訓練主任幕僚
		第51航空隊	司令
		第1航空修理隊	司令
	潜水艦隊	司令部	訓練主任幕僚
		潜水隊群	司令
	掃海隊群司令部	幕僚長	
	艦隊情報群	司令	
海洋業務・対潜支援群	対潜評価隊	司令	
開発隊群	海上システム開発隊	司令	
地 方 隊	横須賀地方総監部		管理部長 防衛部長 経理部長
	呉地方総監部		防衛部長
	佐世保地方総監部		防衛部長
	舞鶴地方総監部		防衛部長
	横須賀教育隊		司令
	横須賀警備隊		司令
	佐世保警備隊		司令
	横須賀造修補給所		所長
	佐世保造修補給所		所長
	基地隊		司令
教育航空	教育航空集団司令部	幕僚長	

集団	教育航空群	司令
その他の 防衛大臣 直轄部隊	システム通信隊群	司令
	警務隊	司令
機 関	幹部学校	防衛戦略教育研究部長 運用教育研究部長
	幹部候補生学校	副校長
	第1術科学校	副校長
	第3術科学校	副校長
	補給本部	装備計画部長 艦船・武器部長
	艦船補給処	処長
航空補給処	処長	

ヌ 航空自衛隊の部隊及び機関

組 織		官 職
航空 総 隊	航空総隊司令部	総務部長 装備部長 情報課長 監理監察官
	航空方面隊司令部	幕僚長
	航空救難団	副司令
	偵察航空隊	司令
	作戦情報隊	司令
	高射群	司令
	作戦システム運用隊	司令
航空支援 集団	航空支援集団司令部	幕僚長 部長
	第2輸送航空隊	司令
	第3輸送航空隊	司令
	航空保安管制群	司令
	航空気象群	司令
	特別航空輸送隊	司令
航空教育 集団	航空教育集団司令部	部長
	飛行教育団	司令
	航空教育隊	司令
航空開発実験集団	航空開発実験集団司令部	部長
その他の 防衛大臣 直轄部隊	宇宙作戦群	司令
	航空システム通信隊	司令
	航空警務隊	司令
	航空中央業務隊	司令
機 関	幹部学校	部長 航空研究センター長
	幹部候補生学校	副校長
	補給本部	総務部長 計画部長 航空機部長 情報処理部長
	補給処	第4補給処副処長

ル 共同の部隊

組 織	官 職
自衛隊情報保全隊	情報保全官
自衛隊サイバー防衛隊	副司令

フ 共同機関

組 織	官 職
自衛隊中央病院	第1内科部長 第1外科部長 整形外科部長 放射線科部長 総合診療科部長 診療技術部長 衛生資材部長
自衛隊地区病院	入間病院副院長（診療担当） 呉病院長
自衛隊地方協力本部	札幌地方協力本部長 宮城地方協力本部長 愛知地方協力本部長 兵庫地方協力本部長 福岡地方協力本部長 熊本地方協力本部長

フ 情報本部

組 織	官 職
情報本部	情報官 総務部長 計画部長 分析部副部長 統合情報部長 電波部副部長 画像・地理部長

カ 地方支分部局

組 織	官 職
地方防衛局	南関東防衛局調達部次長

コ 防衛装備庁

組 織	官 職
内部部局	装備技術官 武器調達官 艦船調達官 航空機調達官

別表第2（第2条関係）

イ 防衛省本省の内部部局

組 織	官 職
内部部局	防衛調整官

ロ 防衛大学校

組 織	官 職
防衛大学校	衛生課長 訓練課長 学生課長 戦略教育室長 教授（防衛大臣が指定するものに限る。）

ハ 防衛医科大学校

組 織	官 職

防衛医科大学校	教授（防衛大臣が指定するものに限る。）
---------	---------------------

ニ 防衛研究所

組 織	官 職
防衛研究所	教育部教育課程運営室長 主任研究官（防衛大臣が指定するものに限る。）

ホ 統合幕僚監部

組 織	官 職
統合幕僚監部	調整官 後方補給官（防衛大臣が指定するものに限る。） 室長
統合幕僚学校	室長（防衛大臣が指定するものに限る。） 国際平和協力センター長

ヘ 陸上幕僚監部

組 織	官 職
陸上幕僚監部	調整官 総括副監察官 総括副法務官 室長

ト 海上幕僚監部

組 織	官 職
海上幕僚監部	調整官 総括副監察官 室長

チ 航空幕僚監部

組 織	官 職
航空幕僚監部	調整官（防衛大臣が指定するものに限る。） 総括副監理監察官 次席法務官 次席衛生官 室長

リ 陸上自衛隊の部隊及び機関

	組 織	官 職
陸上自衛隊	陸上総隊司令部	副部長 日米調整官 監察官 法務官 報道官 医務官
	団	副団長 連隊長 群長 輸送航空隊長 通信保全監査隊長 中央基地システム通信隊長 サイバー防護隊長 システム開発隊長
	中央即応連隊	連隊長
	特殊作戦群	群長
	中央情報隊	地理情報隊長

		基礎情報隊長	
	電子作戦隊	隊長	
	中央特殊武器防護隊	隊長	
	国際活動教育隊	隊長	
方 面 隊	方面総監部	医務官 監察官 法務官	
	師団	連隊	連隊長
		特科隊	特科隊長
	旅団	司令部	幕僚長
		連隊	連隊長（防衛大臣が指定するものに限る。）
	団	副団長 連隊長 群長	
	連隊	連隊長（防衛大臣が指定するものに限る。）	
	群	群長	
	警備隊	隊長	
	方面特科隊	副隊長	
	方面航空隊	隊長（1佐(一)職である隊長を除く。）	
	第1電子隊	隊長	
	方面後方支援隊	副隊長	
	方面輸送隊	隊長（防衛大臣が指定するものに限る。）	
	方面衛生隊	隊長	
	方面情報隊	隊長	
	方面指揮所訓練支援隊	隊長	
	方面会計隊	隊長	
	駐屯地業務隊	隊長（防衛大臣が指定するものに限る。）	
その他の 防衛大臣 直轄隊	団	副団長 連隊長 科長（防衛大臣が指定するものに限る。） 装備実験隊副隊長	
	警務隊	方面警務隊長（防衛大臣が指定するものに限る。）	
	中央会計隊	副隊長	
	中央業務支援隊	副隊長	
	部隊訓練評価隊	隊長	
	訓練評価支援隊	副隊長 支援科長	
機 関	その他の学校	副校長（1佐(一)職である副校長を除く。） 部長（防衛大臣が指定するものに限る。） 副部長 課長（防衛大臣が指定するものに限る。） 学生隊長 霞ヶ浦分校長 宇都宮分校長	
	教育訓練研究本部	室長 総合企画官 主任教官（防衛大臣が指定するものに限る。） 主任研究開発官 主任訓練評価官	
	補給統制本部	部長（防衛大臣が指定するものに限る。）	
	補給処	部長（防衛大臣が指定するものに限る。） 支処長（防衛大臣が指定するものに限る。）	

ヌ 海上自衛隊の部隊及び機関

	組 織		官 職	
自 衛 艦 隊	自衛艦隊司令部		幕僚（防衛大臣が指定するものに限る。）	
	護衛艦隊	護衛隊群	護衛隊	司令
		海上訓練 指導隊群	海上訓練 指導隊	司令
			水上戦 術開発 指導隊	司令
		護衛隊		司令
	航空集団	航空群	司令部	幕僚（防衛大臣が指定するものに限る。）
			航空隊	司令（防衛大臣が指定するものに限る。）
			整備補給隊	司令
			航空基地隊	司令（防衛大臣が指定するものに限る。）
		第111航空隊		司令
		第2航空修理隊		司令
		航空管制隊		司令
	潜水艦隊	第1潜水隊		司令
		第3潜水隊		司令
		第4潜水隊		司令
		第5潜水隊		司令
		第1練習潜水隊		司令
		潜水艦教育訓練隊		司令
	掃海隊群	掃海隊		司令（防衛大臣が指定するものに限る。）
		第1輸送隊		司令
		水陸両用戦・機雷 戦術支援隊		司令
	艦隊情報 群	作戦情報隊		司令
		電磁情報隊		司令
	海洋業務 ・対潜支 援群	対潜資料隊		司令
	開発隊群	司令部		幕僚（防衛大臣が指定するものに限る。）
		海上システム開発隊		副長
		技術評価開発隊		司令
航空プログラム開 発隊		司令		
地 方 隊	地方総監部		部長（1佐(一)職である部長を除く。）	
	教育隊		司令（1佐(一)職である司令を除く。）	
	警備隊		司令（1佐(一)職である司令を除く。）	
	弾薬整備補給所		所長（防衛大臣が指定するものに限る。）	
	造修補給所		所長（1佐(一)職である所長を除く。） 副所長（防衛大臣が指定するものに限る。）	
	衛生隊		司令	
教育航空 集団	教育航空 群	航空基地隊	司令（防衛大臣が指定するものに限る。）	
	第212教育航空隊		司令	
練習艦隊			第1練習隊司令	
その他の 防衛大臣 直轄部隊	システム通信隊群		中央システム通信隊司令 保全監視隊司令	
	潜水医学実験隊		副長	
	東京業務隊		司令	
機	幹部学校		企画部長 図演装置運用課長 主任教官	

関	その他の学校	副校長（1佐(一)職である副校長を除く。） 部長（防衛大臣が指定するものに限る。）
	補給本部	部長（1佐(一)職である部長を除く。）
	補給処	副処長 部長（防衛大臣が指定するものに限る。） 支処長

ル 航空自衛隊の部隊及び機関

組 織		官 職	
航 空 自 衛 隊	航空総隊司令部		課長（防衛大臣が指定するものに限る。） 医務官
	航空方面隊司令部		部長 監理監察官
	警戒航空 団	司令部	副司令
		飛行警戒監視群	司令
	航空救難 団	飛行群	司令
		整備群	司令
	航空戦術 教導団	司令部	副司令
		飛行教導群	司令
		高射教導群	司令
	航空団	司令部	副司令
		飛行群	司令
		整備補給群	司令
		基地業務群	司令（防衛大臣が指定するものに限る。）
	航空警戒 管制団	司令部	副司令
		防空管制群	司令
		整備補給群	司令
基地業務群		司令（防衛大臣が指定するものに限る。）	
作戦情報隊		副司令 作戦情報処理群司令 電波情報収集群司令	
作戦システム運用隊		副司令 作戦システム管理群司令	
航空施設隊		司令（防衛大臣が指定するものに限る。）	
航空支援 集団	航空支援集団司令部		課長（防衛大臣が指定するものに限る。） 監理監察官 医務官
	輸送航空隊		副司令（防衛大臣が指定するものに限る。） 群司令（防衛大臣が指定するものに限る。）
航空教育 集団	航空教育集団司令部		課長（防衛大臣が指定するものに限る。） 監理監察官 医務官
	航空団	司令部	副司令
		飛行群	司令
		整備補給群	司令（防衛大臣が指定するものに限る。）
		基地業務群	司令（防衛大臣が指定するものに限る。）
	飛行教育団		副司令
	航空教育隊		副司令 教育群司令
飛行教育航空隊		司令	
教材整備隊		司令	
航空開発 実験集団	航空開発実験集団司令部		課長（防衛大臣が指定するものに限る。） 監理監察官
	飛行開発 実験団	司令部	副司令
		飛行実験群	司令

	整備群	司令
	航空医学実験隊	部長（防衛大臣が指定するものに限る。）
その他の 防衛大臣 直轄部隊	宇宙作戦群	副司令
	航空システム通信隊	副司令
	航空安全管理隊	部長（防衛大臣が指定するものに限る。）
	航空警務隊	副司令
機	幹部学校	課長（防衛大臣が指定するものに限る。） 主任教官 航空研究センター研究企画管理室長
	その他の学校	副校長（1佐(一)職である副校長を除く。） 部長（防衛大臣が指定するものに限る。） 幹部候補生学校学生隊長
関	補給本部	部長（1佐(一)職である部長を除く。） 監理監察官
	補給処	副処長（1佐(一)職である副処長を除く。） 部長（防衛大臣が指定するものに限る。） 支処長（防衛大臣が指定するものに限る。）

フ 共同の部隊

組	織	官	職
自衛隊情報保全隊		情報保全隊長	
自衛隊サイバー防衛隊		サイバー作戦隊長（防衛大臣が指定するものに限る。）	

ワ 共同機関

組	織	官	職
自衛隊体育学校		副校長	
自衛隊中央病院		部長（防衛大臣が指定するものに限る。） 診療科部長（防衛大臣が指定するものに限る。）	
自衛隊地区病院		病院長（防衛大臣が指定するものに限る。） 副院長（防衛大臣が指定するものに限る。） 部長（防衛大臣が指定するものに限る。） 診療科部長（防衛大臣が指定するものに限る。）	
自衛隊地方協力本部		本部長（防衛大臣が指定するものに限る。）	

カ 情報本部

組	織	官	職
情報本部		課長（防衛大臣が指定するものに限る。）	

コ 地方支分部局

組	織	官	職
地方防衛局		近畿中部防衛局調達部次長	
支局		近畿中部防衛局東海防衛支局次長 近畿中部防衛局東海防衛支局岐阜防衛事務所長 九州防衛局長崎防衛支局次長	

タ 防衛装備庁

組	織	官	職
内部部局		調整官（防衛大臣が指定するものに限る。） 室長（防衛大臣が指定するものに限る。） 副室長（防衛大臣が指定するものに限る。） 主任設計官（防衛大臣が指定するものに限る。）	